

(お知らせ)

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
化学物質の輸入通関手続等の一部変更について**

**平成17年4月1日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に係る化学物質の輸入通関手続等については、平成16年3月18日付け経済産業省製造産業局化学物質管理課名通知「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」により実施しているところですが、平成17年4月1日に公布された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する施行令の一部を改正する政令」の施行に併せて、下記のとおり、（別紙1）第一種特定化学物質の表を変更して平成17年4月1日から実施します。

なお、今回の変更は、（別紙1）第一種特定化学物質の表に、新たに14番として「二・二・二 トリクロロ ー・ー ビス（四 クロロフェニル）エタノール（ケルセン又はジコホル）」及び15番として「ヘキサクロロプタ ー・三 ジエン」の2物質を追加するものであり、他の部分に関しての変更はありません。

(別表)

第1種特定化学物質

番号	第1種特定化学物質	既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号	関税定率法別表の区分
1	ポリ塩化ビフェニル(PCB)		2903.69
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)(PCN)	4 317	2903.69
3	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	3 76	2903.62
4	アルドリン	4 303	2903.59-2
5	ディルドリン	4 299	2910.90
6	エンドリン	4 299	2910.90
7	DDT	4 910	2903.62
8	クロルデン類	9 1646	2903.59
9	ビス(トリブチルスズ) = オキシド(TBTO)	2 2027, 2 2242	2931.00
10	N・N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN・N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	3 146, 3 365	2921.51
11	二・四・六 トリ ターシャリ ブチルフェノール(TTBP)	3 540	2907.19
12	マイレックス		2903.59-2
13	トキサフェン		2903.59-2
14	二・二・二 トリクロロ ー・ー ビス(四 クロロフェニル)エタノール(ケルセン又はジコホル)	4 226	2906.29
15	ヘキサクロロブタ ー・三 ジエン	2 121	2903.29

注: PCB等のうち同位元素(第28.44項のものを除く)のものは、2845.90に属す